

中野区立平和の森小学校
校長 山崎 義弘

1 はじめに

中野区立平和の森小学校は、「いじめ防止対策推進法」「中野区いじめ防止等対策推進条例」「中野区いじめ防止基本方針」を踏まえ、被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、「いじめ」であるという基本的な姿勢をもち、児童の側に立った共感的な理解の側面から「いじめ」の認識をもつことが必要であるとの考えのもとに、「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校におけるいじめ対応の組織の編成を行う。

2 いじめ防止基本方針策定のねらい

中野区立平和の森小学校は、人権尊重の理念に基づき、本校に在籍する全ての児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定する。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速に誠実に、組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら「いじめ」であるという基本姿勢をもつ。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめ解決について、いじめの加害側児童、被害側児童や周りの児童全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、判断する。
- (3) いじめは、どの児童にも起こりうるという認識で、絶対にいじめを放置、助長せず未然防止に取り組む姿勢を、全教職員で共有する。

4 いじめ対応への基本的な考え方

(1) いじめを許さない雰囲気作り

教職員への研修、児童への指導、保護者への啓発等を通して、学校の全教育活動の中で、意図的・計画的・組織的にいじめを許さない雰囲気を作る。年度初めに「いじめ防止基本方針」を全教員で確認するとともにいじめを発見したときの対応例を示して共通理解を図る。

(2) 温かい人間関係作り

全校朝会での一斉指導、日々の授業のみならず、朝の会や帰りの会などで友達のよさを認め、高める指導を行い、温かい人間関係を作る。道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていく。

(3) 早期発見の徹底

児童の心のサインを見逃さず、早期発見、早期対応を図る。日々、児童同士、児童と教師のコミュニケーションを充実させ、行動観察を通して実態把握に努める。

(4) 教員の指導力の向上及び組織的対応

いじめ防止、いじめの解決に向けて、適切な対応ができるように、教員の指導力を高める。そのために、職員会議等を活用し、意図的・計画的に研修を行う。教員個人による対応に頼るだけでなく、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員等も含めた学校全体による組織的な対応を図る。

(5) 「ネット上へのいじめ」への対応

インターネットを介して行われるいじめに対しては、セーフティ教室などの場で、関係機関と連携して、情報収集や対応、指導に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図り根絶を目指す。併せて、「スマホ・タブレット・インターネット・SNS 平森小ルール」の徹底を図るとともに、各家庭での約束「SNS 家庭ルール」を決めて使用するよう働きかけを行う。

(6) 家庭・地域社会及び関係機関との連携

いじめ防止を効果的にすすめるため、家庭や地域と連携し、学校と一体となって指導を行っていく。そのため、「いじめ防止基本方針」をホームページに公開するとともに、年度初めの保護者会等で示し、いじめ防止に対する学校の取組について説明し保護者の理解と協力を求める。また道徳授業地区公開講座、保護者会、PTA 講演会等を活用して啓発や情報交換を行う。

5 いじめ防止等行う組織「いじめ対策委員会」の設置

- (1) 校長、副校長、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員 等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織、「いじめ対策委員会」を設置し、日頃より学校生活における児童の様子把握、情報共有に努める。
- (2) 月1回の定例会と、いじめアンケート集計後やいじめを認知した際に臨時の会を行う。
- (3) 会議の内容を記録し、保管する。委員会に不在の場合は、記録を読んで確認する。

6 重大事態への対処と教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態が発生したと捉え、速やかに中野区教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都中野児童相談所、スクールロイヤー等、関係機関と連携して対応する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合、野方警察署と連携して対応する。
- (4) 重大事態と判断した場合、実態把握に努めてから迅速・誠実に対応する。

7 具体的な取組計画

(1) 未然防止のための取組

- ① 5月からスクールカウンセラーによる、第5学年児童の全員面接を行うことで、交友関係の悩み等を把握し、未然防止に努める。
- ② 新年度の職員会議で、「いじめ防止研修」を企画し、いじめの定義や本校「いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。
- ③ 6月、11月、2月のふれあい月間では、「ふわふわ言葉」「思いやりの言葉」「友達を励ます言葉」を各学級で紹介し合う取組等を行う。
- ④ 9月の道徳授業地区公開講座を活用し、思いやりを重点にした道徳授業を展開し、思いやりの心を育てる。
- ⑤ 6月、2月の読書週間において、読書を推進するとともに、心温まる話を紹介することで豊かな心を育てる。

- ⑥全校朝会や学年集会等で、日常的に「いじめは絶対に許されない」ということを伝え、学校全体で共有する。
- ⑦全校朝会や朝や帰りの会、授業の終末等において、友達のよいところを発表する機会を設けることで、共感的な人間関係を育てる。
- ⑧後期学校評価の際、「いじめ防止対応について」のテーマを設け、課題と成果について教職員個々が振り返り、本校としての課題を明確にし次年度の取組に生かす。

(2) 早期発見のための取組

- ①日常的な観察を行い、児童の様子に目を配る。表情、態度、身体、服装、持ち物、金銭、言葉遣い、行動などに注意する。個人のノートや生活ノート、日記等から交友関係や悩みを把握する。
- ②7月、12月の個人面談を活用し、児童の悩み、交友関係を把握し、保護者との連携を図る。
- ③5月、9月、1月に学校として、児童に「学校生活アンケート」を行う。6月、11月、2月のふれあい月間では、中野区「学校生活シート」を活用して児童にアンケートを行う。これらのアンケートを行って、友達関係や学校生活への不安などについて担任が把握し、個人面談、グループ面談を実施する。
- ④セーフティ教室、学級活動の情報モラル教育の指導から、インターネットを介したいじめへの指導に努める。
- ⑤毎週木曜日に行う、教職員による生活指導夕会において、いじめの発生、危惧される案件について報告し、早期発見に努める。

(3) 早期対応の取組

- ①いじめが危惧される案件を把握した場合、担任、学年主任、学年教員、生活指導主任、スクールカウンセラーなど、複数の教員で、関係する児童から聞き取り、事情や事実関係の把握を行う。
- ②いじめが危惧される案件についてさらに調べる必要が生じた場合や、いじめの発生を認知した場合、臨時のいじめ対策委員会を開いて対応する。対応の状況は、全教職員に報告し、情報を共有することで、組織的な対応を図る。
- ③臨時のいじめ対策委員会を開いて聞き取りやアンケート等の調査を行う際には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省令和6年8月改定版)及び「生徒指導提要」(文部科学省令和4年12月)の趣旨に基づき、加害側・被害側から、担任、学年主任、生活指導主任、スクールカウンセラーなど、複数の教員で事情の聞き取りやアンケート等の調査を行う。事実の把握に努め、迅速・誠実な対応を行う。
- ④いじめが発生し、解決と判断されるまで、時系列で記録を取り、中野区教育委員会に報告する。

8 いじめ防止基本方針の検証

- (1) 学校評価において、いじめ防止の対応について自己評価し、その結果を教職員で検討する。
- (2) 「いじめ防止基本方針」について検討する。
- (3) 学校評議員会ならびに学校関係者評価委員会に、学校評価の結果を報告する中で、いじめ防止の取組と成果・課題について報告する。学校評議員、学校関係者評価委員から、評価を受け、改善を行う。

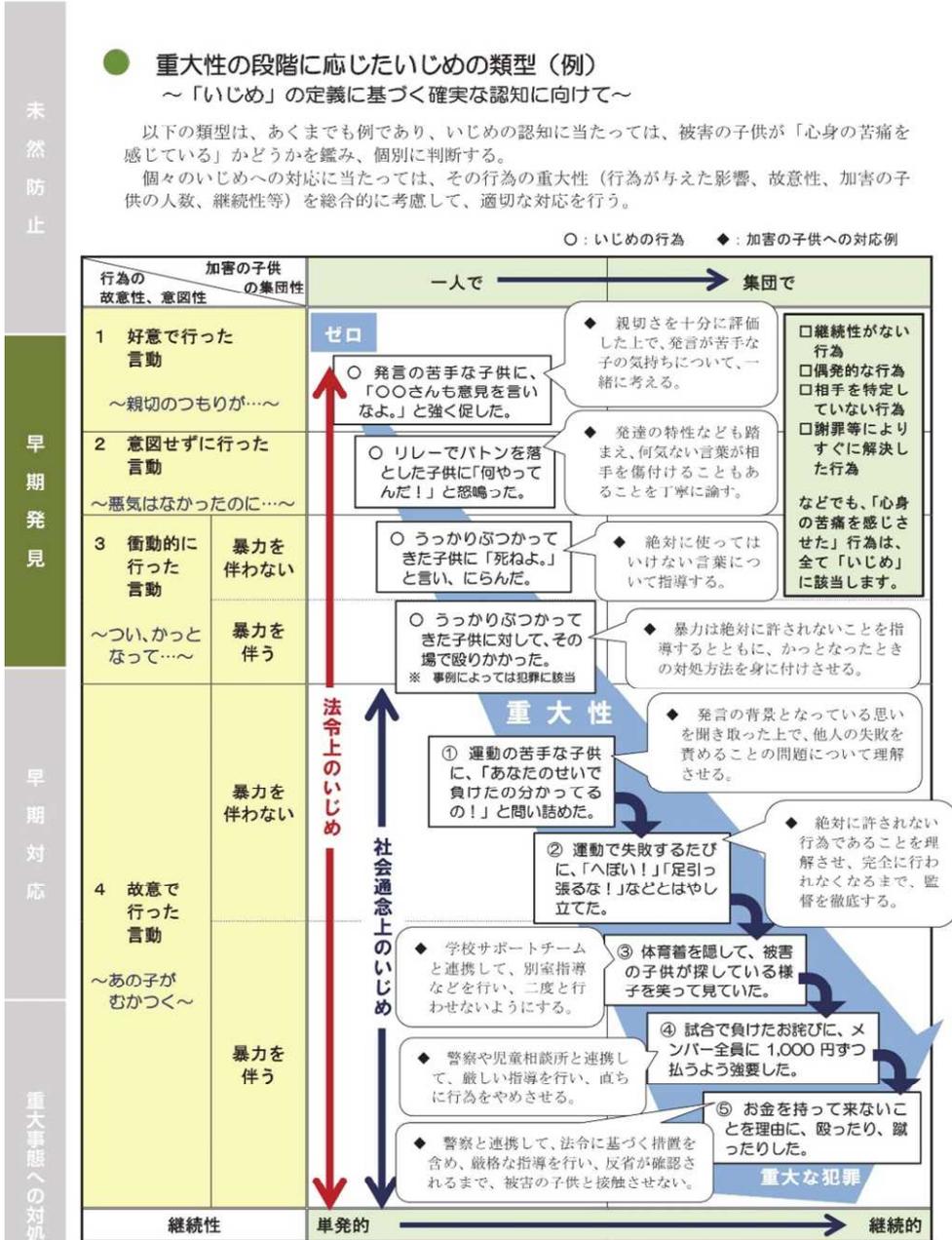
1 いじめの定義に基づくいじめの認知（法律上の「いじめ」）

東京都教育委員会「いじめ総合対策第2次・一部改訂上巻」 第2章2早期発見
 全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。
 そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。
 (P. 38)

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例）

～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。
 個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和61年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校はいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和61年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校2年生 自殺	◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成6年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校2年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているものであって、 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校6年生 自殺 福岡県筑前町 中学校2年生 自殺	◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除） ○ 「継続的に」を削除
平成25年度から （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校2年生 自殺 東京都品川区 中学校1年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

2 聞き取り調査・アンケート調査の行い方

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 第8章第2節

(3) 聞き取り調査・アンケート調査等における事前説明

- 聞き取り調査やアンケート調査を行う際には、調査対象者に対して実施前に丁寧な説明が必要になる。聞き取りの前やアンケートの紙面において、
 - ・ 聞き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うこと
 - ・ 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であること
 - ・ 聞き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有すること
 - ・ 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うこと
 - ・ 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することなどを説明することが必要である。
- 一方で、聞き取りの時期にかかわらず、聞き取りの内容や方法等によっては児童生徒が実際には思っていないようなことを話すなど、記憶が影響を受けたり、又は一度話した事実と異なる内容をその後も真実として話したりするおそれがあることから、警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聞き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。
- また、聞き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聞き取り内容を活用しないことなどを説明する。
- 聞き取り相手に対しても聞き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求める。
- 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残しておくことが必要である。

(4) 聞き取り調査の方法及び留意事項

- 聞き取りの体制については、複数人で聞き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
- 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聞き取りを担う又は参加することが望ましい。
- 聞き取り場所や聞き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
- 児童生徒への聞き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- 聞き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- 聞き取り調査において対象児童生徒が話したがらないこともあるが、無理に聞き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。
- 学校の教職員等への聞き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聞き取り方法を工夫することも必要になる。

- 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。
- 子供は「被暗示性」が高く、すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聴き取りのみ先んじて行うことも考えられる。
- なお、児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第6章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。
- 聴き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであれば聴き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聴き取りを行う。

（5）児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

- 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向も確認する。
- 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合は、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合もあることに留意する。
- アンケート調査等の対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

「生徒指導提要（改訂版）」第6章6.3.2

6.3.2 児童生徒からの聴き取り

児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要です。こうした考え方を踏まえ、警察や児童相談所等においては、代表者聴取（あるいは協同面接）が行われています。これは、犯罪等の被害者や目撃者に聴取を行う際、被面接者の供述特性を踏まえつつ、被面接者の負担が少ない状態で、正確な供述の証拠化を目指すものです。

その中で、いわゆる「司法面接」の技術が活用されています。これは、多人数で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到な準備の下に聴取を行います。児童生徒からの聴き取りにおいても参考となるものです。

（1）聴取場面の設定

聴き取りの対象が複数である場合、全員を同席させて聴取することは適切ではありません。事案発生時に全員が同じ場にいたとしても、見聞きしたことや、記憶した内容は異なる可能性があります。しかし、自分が記憶していない内容を他の児童生徒が話しているのを聞くことで、自分の記憶であるかのように記憶を書き換えてしまう可能性が生じます。

また、同席する他者の意向を気にして、正確な事実を話しにくいこともあります。また、聴取を受けた児童生徒は、自分が話した内容が他者や保護者に伝わるのではないかと心配することがあり

ます。このような場合は、心配する気持ちを理解し、児童生徒本人にとって望ましい形となるように教職員同士が話し合うことを伝えるとともに、児童生徒の希望に沿うよう最大限の努力をすることが必要です。ただし、「他の人には絶対に話さない」といった、守ることのできないことや、結果的に嘘になり得ることを約束することは避けなければなりません。聴き取った内容によっては守秘できないことがあることを児童生徒にも理解してもらうことが大切です。

(2) オープン質問の重要性

聴取の際は、教職員が誘導することなく、児童生徒本人の自発的な語りを導き、正確な記憶を引き出すことが重要です。そのためには、相手に対して提示する情報を減らすことが鉄則です。このような方法による聴取をオープン質問や自由再生質問といい、具体的には以下のような流れで行われます。

- ① まず「何があったのか、憶えていることを最初から最後まで全部話してください」といった大括りの質問をします。児童生徒が言いよんだときは、「それから」などと促すことはありますが、「〇〇もいたのだな」といった誘導は避けます。
- ② 話し終えたら「他に憶えていることを教えてください」と尋ねます。詳しく聴く場合も、児童生徒が話した言葉を利用して、「さっき〇〇と言っていたけど、そのことをもっと教えてください」と尋ねます。
- ③ さらに詳しく尋ねるには、出来事の流れを時間で分割して「〇〇から〇〇までの間にあったことを詳しく教えてください」と尋ねます。

「誰が」「どこで」「いつ」「どうやって」といった質問を直接的に行う方法もありますが、質問に対し回答が短くなりやすいため、聴取相手が自発的に語りにくくなってしまいます。したがって、直接的に尋ねるこれらの質問をしても構いませんが、可能な限り自由再生質問を多用します。

また、相手に「はい」か「いいえ」で回答を求める質問や、選択肢を提示する質問はクローズド質問と呼ばれます。この方法は、聴取者が持つ情報を含むことや、聴取者が求める情報を確認する質問になりがちであり、誘導の可能性があります。クローズド質問を使わざるを得ない場合には、その質問に児童生徒が答えた後に、「そのことについてもっと詳しく話してください」と自由再生質問を追加して行うなど留意が必要です。

さらに、「〇〇だったよね」といった、聴取者側の考えを反映した質問は誘導質問と呼ばれます。誘導質問は、正確な事実の聴取を妨げるだけでなく、勝手な決めつけによって、児童生徒の反発心を招きやすくなるため、この方法は避けなければなりません。